

(別紙様式 5)

誓 約 書

中部森林管理局長 殿

中部森林管理局において就業体験実習を受けるに当たり、農林水産省就業体験実習実施要領（平成 15 年 1 月 31 日 14 農人第 1917 号大臣官房秘書課長通知）及び中部森林管理局における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について（平成 16 年 3 月 3 日中部森林管理局長通知）を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

1. 実習時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（以下「定時」という。）とし、このうち午後 0 時から午後 1 時までは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがあるので、指導員の指示に従うこと。
2. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
3. 実習期間中は農林水産省職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。
4. 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
5. 森林管理局における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
6. 実習終了後 2 週間以内に、実習内容に関する報告書（1,000 字程度）を作成し、指導員を経由して森林管理局長に提出すること。
7. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に森林管理局長の承認を受けること。
8. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。
9. 実習中における関係者等（森林管理局、人物、財物等）に損害を与えた場合は、その責めは実習生が負うこと。また、これに対する損害、損傷等により被る法律上の損害賠償に備え、加入している保険の条件等を確認しておくこと。

年 月 日

大 学 名 学 生 氏 名 （署名）